

# 青森県報

号外第十号

平成十五年二月二十一日(金曜日)

## 目 次

### 教育委員会

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……一

### 人事委員会

人事委員会規則六 一九(任期付職員採用等)……………(任用・給与グループ) ……一

人事委員会規則七 四七(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を改正する規則……………(同) ……三

人事委員会規則七 五六(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を改正する規則……………(同) ……三

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……………(同) ……三

## 教 育 委 員 会

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月二十一日

青森県教育委員会

### 青森県教育委員会規則第二号

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則

(産業教育手当支給規則の一部改正)

第一条 産業教育手当支給規則(昭和三十三年一月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条の七第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。

第二条中「第十九条の六第一項」を「第十九条の七第一項」に改める。

(定時制通信教育手当支給規則の一部改正)

第二条 定時制通信教育手当支給規則(昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条の七第一項及び第二項」を「第十九条の八第一項及び第二項」に改める。

第二条中「第十九条の七第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

## 人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一九(任期付職員採用等)をここに公布する。

平成十五年二月二十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

## 人事委員会規則六一九（任期付職員の採用等）

## （趣旨）

第一条 この規則は、任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号。以下「条例」という。）第四条第二項及び第四項並びに第六条の規定に基づき、任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

## （任期を定めた採用の公正の確保）

第二条 任命権者は、条例第二条各項の規定により、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

2 人事委員会は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第三項の承認に当たっては、任期を定めた採用の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

## （辞令書の交付）

第三条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

一 条例第二条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合

二 条例第二条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合

三 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合

## （特定任期付職員の号給の決定）

第四条 特定任期付職員（条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する

## 場合 一 号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二 号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三 号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四 号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五 号給

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六 号給

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七 号給

## （特定任期付職員業績手当）

第五条 条例第四条第四項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第六条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者については、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の人事委員会規則七 八（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）第十五条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

## （一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例）

第七条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、人事委員会規則六一五（職員の使用に関する規則）第六条第一項各号に掲げる試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則七 三九」という。）別表第二に定める級別資格基準

表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して規則七 三九第一一条第二号の規定を適用する場合において、部内他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経過年数とすることができる。

(一般任期付職員の給料月額等の特例)

第八条 新たに一般任期付職員となつた者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経過年数に相当する期間をさかのぼつた日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつた日において、規則七 三九別表第六に定める初任給基準表(以下この条において「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日におけることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

(規則七 三九の規定の適用に関する読替え)

第九条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、規則七 三九第十一条第一号中「第十八条第一号又は第二号」とあるのは、「人事委員会規則六 一九(任期付職員の採用等)(以下「規則六 一九」という。)(第八条」と、同規則第二十六條第一項第二号中「第十八条」とあるのは「規則六 一九第八條」として、これらの規定を適用する。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四七(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月二十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 四七(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四七(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第十九条の六第二項」を「第十九条の七第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五六(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月二十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 五六(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五六(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第十九条の七第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月二十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。  
 題名中「及び勤勉手当」を、「勤勉手当及び期末特別手当」に改める。  
 第一条中「第十九条の四」の下に、「第十九条の五」を加え、「及び勤勉手当」を、「勤勉手当及び期末特別手当」に改める。

第二条第七号中「第五条の二第二項」を「第五条の三第一項」に改め、同条第九号中「第二十号の三第一項」を「第二十号の五第一項」に改める。

第四条中「条例」を「期末手当について条例」に改める。

第五条の三第一項中「(休職にされている職員のうち、条例第二十一条第一項に該当する職員以外の職員を除く。）」は、次に掲げる職員を「は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち条例第二十一条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。）」に改め、同項第一号中「人事委員会規則七六七(管理職手当)」を「規則七六七」に、「次に」を「第五条の二各号」に改め、イからへまでを削り、同項第二号を次のように改める。

二 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号。以下「任期付職員条例」という。)

第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(四号給以下の号給を受ける職員を除く。)

第五条の三第二項第一号中「前項に掲げる」を「前項第一号に規定する」に、「指定職給料表の適用を受ける職員及び任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員」を「並びに前項第二号及び第三号に掲げる職員」に改め、同項第二号中「前項に掲げる」を「前項第一号に規定する」に改め、同項第三号中「前項に掲げる」を「前項第一号に規定する」に、「及び任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員」を「並びに前項第二号に掲げる職員のうち五号給の給料月額を受ける職員並びに前項第三号に掲げる職員」に改め、同項第四号中「前項に掲げる」を「前項第一号に規定する」に改め、同条を第五条の四とする。

第五条の二の前の見出しを「(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(特定幹部職員としない職員)

第五条の二 条例第十九条第二項の人事委員会規則で定める職員は、人事委員会規則七六七(管理職手当)(以下「規則七六七」という。)(の規定による管理職手当の支給割合が百分の二十五、百分の二十三、百分の二十又は百分の十八の職を占める職員のうち次に掲げる職員(休職にされている職員のうち条例第二十一条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。)(以外の

職員とする。

一 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が十級又は十一級の職員

二 警察職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が十級の職員

三 教育職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員

四 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員

五 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級又は四級の職員

六 医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級の職員

第六条第二項第二号中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改める。

第七条第一項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

第七条の二第一項中「第十九条の四第五項」の下に、「第十九条の五第七項」を加え、同条第二項中「第七条第一項各号」を「前条第一項各号」に改める。

第七条の三中「第十九条の四第五項」の下に、「第十九条の五第七項」を加え、人事委員会に協議を「その旨を書面で人事委員会に通知」に改める。

第七条の五の見出し中「手続等」を「手続」に改め、同条第一項中「第十九条の四第五項」の下に、「第十九条の五第七項」を加え、同条第二項を削る。

第七条の六中「理由を付して」を削る。

第七条の七中「第十九条の四第五項」の下に、「第十九条の五第七項」を加え、「(次条において「処分説明書」という。)(」を削る。

第七条の八を削る。

第七条の九の見出しを「(一時差止処分に関するその他の事項)」に改め、同条を第七条の八とする。

第八条第四号中「第五条の二第二項」を「第五条の三第二項」に改める。

第十二条第二項第二号中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改める。

第十三条第一項後段を削る。

第十四条第一号中「六月に支給する場合には百分の四十以上百分の九十以下、十二月に支給する場合には百分の三十五以上百分の八十五以下」を「百分の百四十(条例第十九条第二項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。))にあつては、百分の百八十)」に改め、同条第二号中「百分の二十以上百分の四十五以下」を「百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(期末特別手当の支給を受ける職員)

第十四条の二 条例第十九条の五第一項前段の規定により期末特別手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する指定職給料表の適用を受ける職員（条例第十九条の五第七項において準用する条例第十九条の二各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一 第二条第一号から第六号のいずれかに該当する者

二 育児休業法第二条の規定による育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第五条の第三項に規定する職員以外の職員

三 公益法人等派遣職員（公益法人等派遣条例第四条の規定により期末特別手当が支給される職員を除く。）

第十四条の三 条例第十九条の五第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末特別手当を支給しない。

一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において第二条第一号から第六号まで並びに前条第二号及び第三号のいずれかに該当する職員であつた者

二 第三条第二号及び第三号に掲げる者

第十四条の四 期末特別手当について条例第二十一条第五項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、前条第二号に掲げる職員とし、これらの職員には期末特別手当を支給しない。

第十四条の五 第五条の規定は、前二条の場合に準用する。

（期末特別手当に係る在職期間）

第十四条の六 条例第十九条の五第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 第六条第二項及び第三項並びに第七条の規定は、前項の期間の算定について準用する。

（期末特別手当の減額）

第十四条の七 条例第十九条の五第二項の任命権者が定める減する額（次項において「減する額」という。）は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 条例第十九条の五第二項に規定する在職期間において懲戒処分を受けた職員

当該職員の同項に規定する期末特別手当基礎額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合（次号において「期別支給割合」という。）を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に應ずる同項各号に定める割合（次号において「在職期間別割合」という。）を乗じて得た額（以下「通常の場合の期末

特別手当の額」という。）に百分の四十を乗じて得た額を超えない範囲内で任命権者が定める額

二 前号の職員以外の職員 当該職員の条例第十九条の五第五項に規定するそれぞれの月額の合計額に期別支給割合を乗じて得た額にその者の在職期間別割合を乗じて得た額に百分の二十を乗じて得た額を超えない範囲内で任命権者が定める額

2 任命権者は、前項第一号に掲げる職員について懲戒処分の事由となつた行為の態様等に照らして特に必要があると認める場合には、同項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、当該職員に係る減する額を通常の場合の期末特別手当の額の百分の四十を超え百分の百未満の範囲内で定めることができる。

第十四条の八 条例第十九条の五第二項の規定により通常の場合の期末特別手当の額を減する場合に必要な手続は、人事委員会が定める。

（期末特別手当基礎額に係る加算を受けない職員）  
第十四条の九 条例第十九条の五第五項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 休職にされている職員のうち条例第二十一条第一項に該当する職員以外の職員

二 派遣職員

三 公益法人等派遣職員

第十五条中「及び第十九条の四第一項」を、「第十九条の四第一項及び第十九条の五第一項」に、「及び勤勉手当」を、「勤勉手当及び期末特別手当」に改める。

第十六条中「又は条例第十九条の四第二項前段の勤勉手当基礎額」を、「条例第十九条の四第二項前段の勤勉手当基礎額又は条例第十九条の五第二項の期末特別手当基礎額」に改める。

別表第一中「別表第一（第五条の二関係）」を「別表第一（第五条の三関係）」に改め、指定職給料表の項を次のように改める。

任期付職員条例 第四条第一項の 給料表	五号給以上の給料月額を受け る職員	百分の二十
	四号給及び三号給の給料月額 を受けする職員	百分の十五
	二号給及び一号給の給料月額 を受けする職員	百分の十

別表第一の備考第一項中「指定職給料表」を「任期付職員条例第四条第一項の給料表」に改める。

別表第三中「三月一日」三月十五日」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
(平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)
- 2 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関するこの規則による改正後の人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当) 第七条第一項(同規則第十四条の六第二項において準用する場合も含む。)の規定の適用については、同規則第七条第一項中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭